



鳥取県公報

令和5年5月8日（月）
第9495号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	個人情報の保護に関する法律に基づく合議制の機関に係る事務の委託に関する規約 (244) (県民参画協働課) 2 鳥取県立総合療育センターの利用に係る使用料の徴収事務の委託 (245) (子ども発達支援課) 3 土地改良区の定款の変更の認可 (2件) (246・247) (農地・水保全課) 3 県営土地改良事業の工事の完了 (2件) (248・249) (東部農林事務所) 3 基本測量の終了 (250) (県土総務課) 4 土地改良区の役員の就退任 (251) (西部総合事務所農林局) 4
◇ 公 告	保安林の指定施業要件の変更に係る森林所有者等への公示による通知 (東部農林事務所) 5

告 示

鳥取県告示第244号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づく合議制の機関に係る事務を受託したので、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第2項の規定により、その旨を告示するとともに、次のとおりその規約を告示する。

令和5年5月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

倉吉市、若桜町、智頭町、八頭町、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、鳥取県町村総合事務組合、境港管理組合及び鳥取中部ふるさと広域連合（以下「委託団体」という。）と次のとおり規約を締結した。ただし、「〇〇市（町、一部事務組合、広域連合）」とあるのは当該委託団体の名称と、「〇〇市（町）長（管理者、広域連合長）」とあるのはそれぞれ当該委託団体の長と、「市（町）長（管理者、広域連合長）」とあるのは、当該委託団体が市である場合にあっては「市長」と、町である場合は「町長」と、一部事務組合である場合は「管理者」と、広域連合である場合は「広域連合長」とする。

〇〇市（町、一部事務組合、広域連合）と鳥取県の間における個人情報の保護に関する法律に基づく合議制の機関に係る事務の委託に関する規約

（委託事務の範囲）

第1条 〇〇市（町、一部事務組合、広域連合）（以下「甲」という。）は、次の各号に掲げる事務（以下「委託事務」という。）を鳥取県（以下「乙」という。）に委託する。

- （1） 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項に規定する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関の権限に属させられた事項に関する事務
- （2） 個人情報の保護に関する法律第129条に規定する合議制の機関の権限に属させられた事項に関する事務（管理及び執行の方法）

第2条 委託事務の管理及び執行については、乙の条例及び規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

（経費の負担及び予算の執行）

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、乙の請求に基づき甲が負担するものとする。

2 前項の経費の額及び支払の時期は、鳥取県知事（以下「知事」という。）が、〇〇市（町）長（管理者、広域連合長）（以下「市（町）長（管理者、広域連合長）」という。）と協議して定める。

第4条 知事は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、乙の歳入歳出予算において、乙における第1条各号に掲げる事務に要する経費並びに甲の委託事務及び甲以外の市町村その他の地方公共団体から受託した第1条各号に掲げる事務に要する経費を合算して計上するものとする。

第5条 知事は、各年度において、前条の予算のうち委託事務の管理及び執行に要する経費に残額がある場合においては、これを翌年度における甲の委託事務の管理及び執行に要する経費として繰り越して使用するものとする。この場合において、知事は、当該繰越金の生じた理由を付記した計算書を当該年度の出納閉鎖後速やかに市（町）長（管理者、広域連合長）に提出しなければならない。

（決算の場合の措置）

第6条 知事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第6項の規定により決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を市（町）長（管理者、広域連合長）に通知するものとする。

（委託事務を廃止する場合の措置）

第7条 委託事務を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、知事がこれを決算する。

(条例等改正の場合の措置)

第8条 委託事務の管理及び執行について適用されるこの条例等の全部又は一部を改正しようとする場合においては、知事は、あらかじめ、市（町）長（管理者、広域連合長）に通知しなければならない。

2 委託事務の管理及び執行について適用されるこの条例等の全部又は一部が改正された場合においては、知事は、直ちに当該条例等を市（町）長（管理者、広域連合長）に通知しなければならない。

(雑則)

第9条 本規約に定めのない事項又は本規約に定める事項に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

鳥取県告示第245号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、鳥取県立総合療育センターの利用に係る使用料の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年5月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委託の相手

株式会社ニチイ学館

2 委託の期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

鳥取県告示第246号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、米子市尚徳三ヶ堰土地改良区の定款の変更を令和5年4月24日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和5年5月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第247号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、淀江宇田川地区土地改良区の定款の変更を令和5年4月24日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和5年5月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第248号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により告示する。

令和5年5月8日

鳥取県東部農林事務所長 鈴 木 仁

土地改良事業の名称	工事完了年月日
県営農村地域防災減災事業 古海第1地区 農業用排水	令和5年3月22日

鳥取県告示第249号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により告示する。

令和5年5月8日

鳥取県東部農林事務所長 鈴木 仁

土地改良事業の名称	工事完了年月日
県営農村地域防災減災事業 大井手古海地区 農業用排水	令和5年3月23日

鳥取県告示第250号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

令和5年5月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 基本測量（国土広域情報 修正）
- 2 作業地域 鳥取県全域
- 3 終了年月日 令和5年3月31日

鳥取県告示第251号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定に基づき、次のとおり松尾溜池土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和5年5月8日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

退任した役員の氏名及び住所

- | | | |
|----|-----------|---------------|
| 理事 | 飯 田 豊 | 西伯郡大山町長田351 |
| | 〃 深 田 政 行 | 西伯郡大山町妻木676 |
| | 〃 汐 田 俊 二 | 西伯郡大山町妻木497 |
| | 〃 谷 野 透 | 西伯郡大山町富岡21 |
| | 〃 堀 尾 晴 明 | 西伯郡大山町安原150 |
| | 〃 種 田 順 治 | 西伯郡大山町安原142 |
| | 〃 田 中 博 之 | 西伯郡大山町安原272 |
| | 〃 吉 田 隆 俊 | 西伯郡大山町保田19 |
| | 〃 齋 木 統 宰 | 西伯郡大山町保田1 |
| | 〃 谷 田 裕 之 | 西伯郡大山町平田114 |
| | 〃 古 川 拓 郎 | 米子市淀江町今津323 |
| | 〃 山 手 栄 | 米子市淀江町今津376 |
| | 〃 生 田 治 美 | 米子市淀江町淀江967-1 |
| | 〃 浅 井 親 男 | 米子市淀江町淀江863-2 |
| | 〃 唐 来 新 市 | 米子市淀江町淀江805-3 |
| 監事 | 汐 田 修 平 | 西伯郡大山町妻木511 |
| | 〃 山 根 讓 | 西伯郡大山町平田135 |
- 令和5年3月31日退任

就任した役員の氏名及び住所

- | | | |
|----|-----------|---------------|
| 理事 | 飯 田 豊 | 西伯郡大山町長田351 |
| | 〃 山 内 賢 司 | 西伯郡大山町妻木682-2 |
| | 〃 鳥 橋 恵 美 | 西伯郡大山町妻木577 |
| | 〃 谷 野 透 | 西伯郡大山町富岡21 |
| | 〃 堀 尾 晴 明 | 西伯郡大山町安原150 |
| | 〃 種 田 順 治 | 西伯郡大山町安原142 |

〃	田 中 博 之	西伯郡大山町安原272
〃	吉 田 隆 俊	西伯郡大山町保田19
〃	齋 木 統 宰	西伯郡大山町保田1
〃	谷 田 裕 之	西伯郡大山町平田114
〃	古 川 拓 郎	米子市淀江町今津323
〃	山 手 栄	米子市淀江町今津376
〃	生 田 治 美	米子市淀江町淀江967-1
〃	浅 井 親 男	米子市淀江町淀江863-2
〃	湯 浅 隆 司	米子市淀江町淀江858
監 事	山 根 譲	西伯郡大山町平田135
〃	来 海 誠	西伯郡大山町莊田104-3
令和5年4月1日就任		任期4年

公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第3項の規定による通知を受け取るべき森林所有者の所在が不分明であるため、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年5月8日

鳥取県東部農林事務所八頭事務所長 若 松 理 恵

- 1 所在が不分明な者が所有する保安林の所在場所
鳥取市青谷町青谷字壺栗5402、5410、5411、5416の1、5416の2
- 2 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更について
- 3 通知の要旨
1に掲げる土地について、令和5年3月22日付鳥取県告示第119号（保安林の指定施業要件の変更について）のとおり保安林の指定施業要件を変更すること。
- 4 通知の掲示場所 鳥取市役所
- 5 通知の保管場所 鳥取県東部農林事務所八頭事務所農林業振興課